

東海村高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画



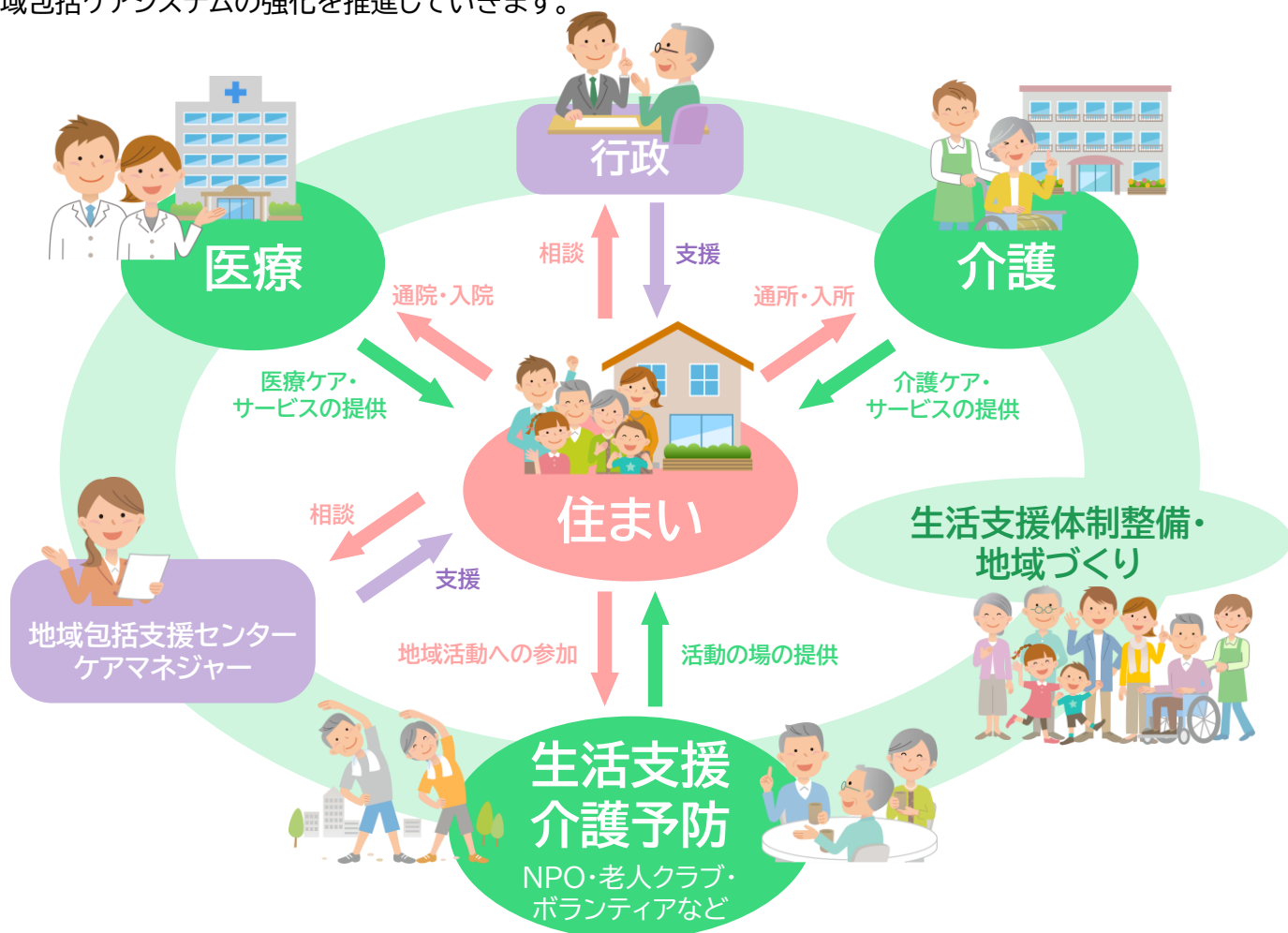
地域共生社会と地域包括ケアシステム

人口減少と高齢化が進み地域の課題やニーズも多様化する中、制度・分野の枠を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいと役割を持ち、助け合いながら暮らせる社会である「地域共生社会」の実現が求められています。

本村ではこれまで、高齢者が住み慣れた地域で、自らの能力に応じてできる限り自立して生活できるよう、医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活の支援を包括的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を進めてきました。

地域包括ケアシステムによる分野を超えたさまざまなニーズを包括的に支援するという仕組みは、高齢者のみでなく、障がい者、子ども、生活困窮者などともつなぐことによって、地域共生社会の基盤となることが期待されています。

「第8期東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画」では、地域共生社会の実現に向け、介護保険制度改革を含めた高齢者を取り巻く状況の変化や地域の実情、2025(令和7)年や、その先の2040(令和22)年の将来の姿などを見据えた介護給付等対象サービス提供体制の確保と地域支援事業の計画的な実施、地域包括ケアシステムの強化を推進していきます。



日常生活圏域と地域包括支援センター

本村には地域包括ケアシステムの中核となる施設として、地域包括支援センターがあります。

これまで本村では、地域包括支援センターから各地域へ30分以内で駆けつけられるという地理的条件等を考慮し、村全域を1つの日常生活圏域としてきましたが、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービス提供施設の整備状況などを総合的に勘案して本村の日常生活圏域の検討を行った結果、第8期計画期間中に、日常生活圏域を村全域から北部(東海中学校区)、南部(東海南中学校区)の2圏域に変更します。また、第8期計画期間中に地域包括支援センターを各圏域に1か所ずつ設置し、合計2か所とします。この整備によって、より身近な場所に相談窓口を設置し、地域に密着した支援や迅速な対応を行います。

東海村の日常生活圏域
地域包括支援センター

村全域⇒2圏域
1か所⇒2か所

これに基づいて、地域密着型サービスを含むすべての介護サービス基盤に関する整備を計画します。

東海村の地域支援拠点の紹介

なごみ東海村総合支援センター

なごみ東海村総合支援センターは、高齢者の介護予防支援等を行う「地域包括支援センター」、障がい者の相談支援や就労支援等を行う「地域生活支援センター」、幼児・児童・生徒の発達障がい支援等を行う「子ども発達支援センター」、の3つの機能を有する複合施設です。



●地域包括支援センター

介護が必要にならないよう日常的な健康管理や予防対策の事業に取り組むとともに、介護が必要になったときは適切な介護保険サービスの提供がされているかチェックを行い、中立公正な立場から利用者や事業者の支援に取り組みます。

日常生活での困りごとや介護保険に関する相談・疑問に、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などが応じます。また、センターへの来所が困難な方には、職員が訪問して相談に応じますので、どんなことでもお気軽にお尋ねください。

【保健師】

- ～自立した生活を支援します～
- 要支援1・2と認定された方への支援
- 要支援・要介護になる恐れのある方
- その他の高齢者の皆さんへの支援

【社会福祉士】

- ～皆さんの権利を守ります～
- 高齢者虐待の相談
- 権利擁護の相談
- 消費者被害についての相談

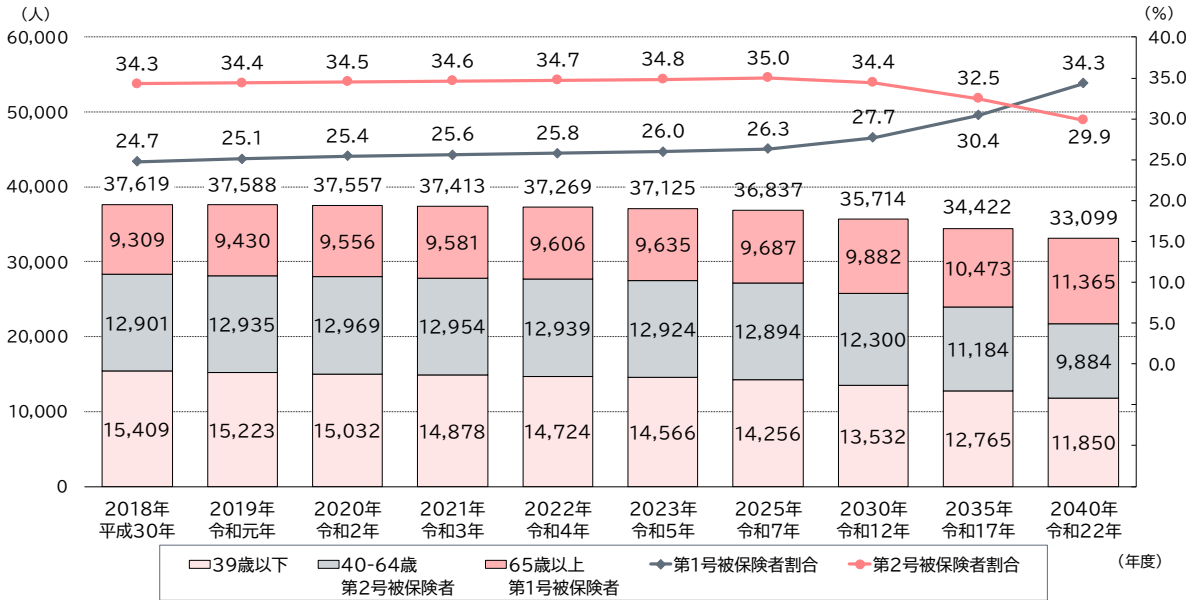
【主任ケアマネジャー】

- ～さまざまな方面から皆さんを支えます～
- ケアマネジャーへの指導
- 暮らしやすい地域づくり
- ～健康や福祉・医療について
何でもご相談ください～
- 保健・福祉・医療など総合的な相談
(相談の費用は無料です)

東海村の高齢者の推計

本村の人口は減少局面にあり、計画期間の最終年となる2023(令和5)年度の総人口は2020(令和2)年度から432人減少する37,125人と推計されています。

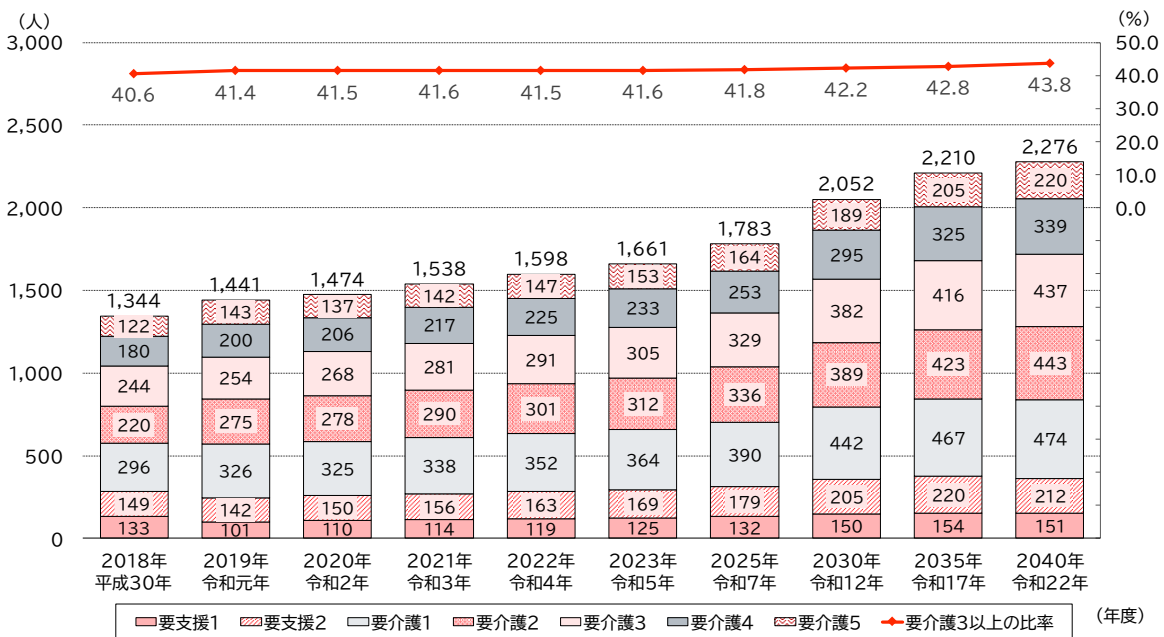
一方、高齢者人口は増加傾向で推移し、2023(令和5)年度では65歳以上人口が9,635人になると推計されています。それに伴い、高齢化率は上昇し、2023(令和5)年度では2020(令和2)年度から0.6ポイント増の26.0%と推計されています。



本村の将来推計人口及び要支援・要介護者の認定率の傾向から、2021(令和3)年度以降の要支援・要介護者数を推計しました。

本村の認定率は上昇傾向にあることから、第8期計画期間である2021(令和3)年度から2023(令和5)年度の各年においても認定者数が増加し、2023(令和5)年度における認定者数は2020(令和2)年度より187人増の1,661人と推計しました。

また、2025(令和7)年度の認定者数は1,783人、2040(令和22)年度の認定者数は2,276人と推計しました。



※推計は厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」により作成したものです。

計画の基本理念(村の将来像)

本村で暮らす高齢者の将来像を共有するため、前計画から引き続き、本計画の基本理念、基本目標を次のとおり設定します。

基本理念(将来像)

健やかにいきいきと安心して暮らせるまち

高齢者が将来を見据えた時、健やかにいきいきと安心して住み続けられると思えるようなまちを目指していきます。

「健やかに」暮らせるまち

「こころ」と「からだ」の健康づくりの視点から、健やかに日常生活を送ることができる高齢者を増やしていくことを目指します。健康寿命の延伸の啓発や自立に向けた生活能力の育成にも力を入れていきます。

「いきいきと」暮らせるまち

地域の人と人がつながりを持ち、いきいきと地域の中で活躍できるような仕組みづくりと、場や機会を増やしていくことを目指します。地域における見守りや自主的な活動の仕組みの強化を図り、活動的な高齢者を増やしていきます。

また、若年層の人材育成に努め、福祉の担い手確保を図っていきます。

「安心して」暮らせるまち

一人暮らし高齢者や高齢者世帯、要介護状態になったとしても、住み慣れた自宅など希望する場所で生活を継続できるような仕組み・基盤をつくっていくことを目指します。日常生活を継続するための支援やその担い手の育成に取り組むとともに、認知症施策の強化や介護保険サービスの充実を図っていきます。

また、自家用車がなくても移動できるまちづくりが大変重要であることから、移動手段について関係課と連携し、力を入れて取り組んでいきます。

さらに、近年多発している災害や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業所等と連携し、防災や感染症対策についての周知啓発等を実施するとともに、関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達等を把握し、関係機関が連携した災害・感染症発生時の支援を行います。

計画の体系

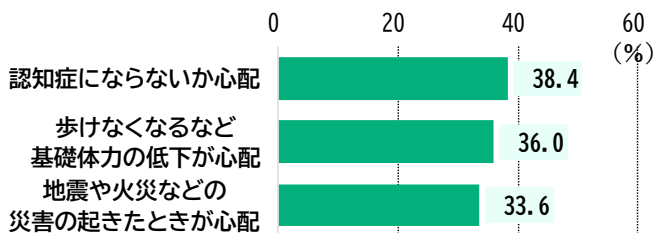
村の将来像を実現するために掲げた、3つの施策目標を達成するために展開する施策を示すと以下ようになります。

将来像	施策目標	基本施策	施策	
健やかにいきいきと安心して暮らせるまち	1	高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるようにする		
		1-1	介護予防・健康づくりの推進	
			1-1-1	健康維持のための介護予防活動の促進
			1-1-2	機能改善のための介護予防事業の展開
			1-1-3	心身のリフレッシュと健康づくりの支援
		1-2	生きがいづくりの促進	
			1-2-1	生きがいづくりの支援
	2	高齢者がたとえ支援や介護が必要になっても、 住み慣れた自宅など希望する場所で安心して暮らせるようにする		
		2-1	高齢者を支える地域づくり	
			2-1-1	地域包括ケアを推進する基盤の整備
			2-1-2	総合相談支援拠点の整備
			2-1-3	高齢者をみんなで支え合える仕組みづくり
		2-2	高齢者の生活支援	
			2-2-1	生活支援事業の実施
			2-2-2	安心できる生活環境の整備
		2-3	認知症施策の展開	
			2-3-1	認知症の早期発見・支援の推進
			2-3-2	認知症高齢者を温かく見守る地域づくり
		2-4	家族介護者の支援	
			2-4-1	家族介護者に対する支援
		3	適正なサービスの質と量を確保した持続可能な介護保険事業を運営する	
3-1	介護サービス等の見込みと確保			
3-2	介護保険事業費と保険料の算定			
3-3	給付の適正化と円滑な事業運営			

アンケートからみた現状

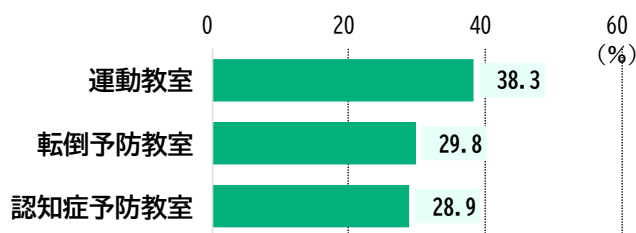
◆ 日常生活における心配ごと(上位3つ)

日常生活における、不安、悩み、心配ごとについて尋ねたところ、「認知症にならないか心配」が38.4%で最も多く、以下、「歩けなくなるなど基礎体力の低下が心配」が36.0%、「地震や火災などの災害の起きたときに心配」が33.6%などとなっています。



◆ 利用したい介護予防の活動メニュー(上位3つ)

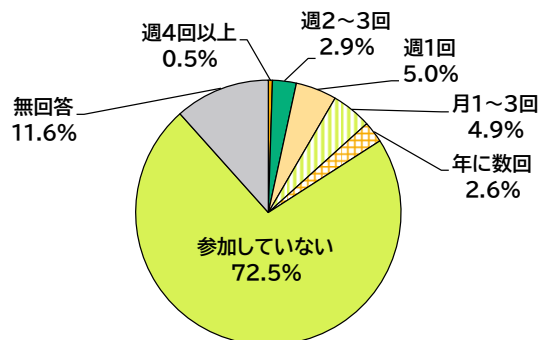
介護が必要な状態になることを予防するための教室や講座などのうち、実際に利用したいと思うものを尋ねたところ、「運動教室」が38.3%で最も多く、以下、「転倒予防教室」が29.8%、「認知症予防教室」が28.9%などとなっています。



◆ 介護予防のためのシルバーリハビリ体操の参加頻度

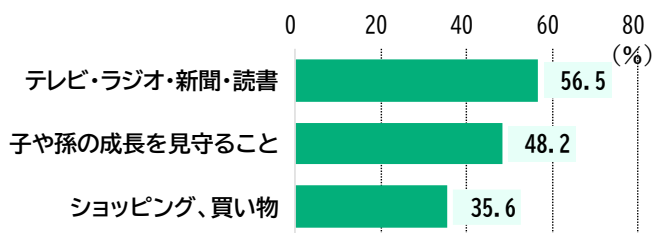
介護予防のためのシルバーリハビリ体操にどれくらいの頻度で参加しているかを尋ねたところ、全体の15.9%が活動に参加しており、参加頻度としては「週1回」が5.0%で最も多くなっています。

一方、72.5%は「参加していない」と回答しています。



◆ 充実感や生きがいを感じる事(上位3つ)

どのようなことに充実感や生きがいを感じているかを尋ねたところ、「テレビ・ラジオ・新聞・読書」が56.5%で最も多く、以下、「子や孫の成長を見守ること」が48.2%、「ショッピング、買い物」が35.6%などとなっています。

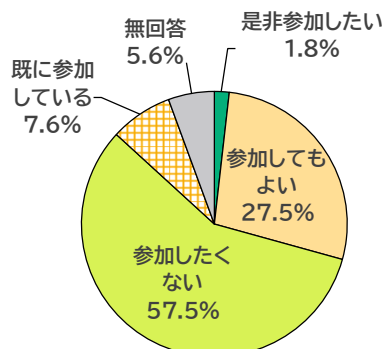


◆ 地域活動への参加希望

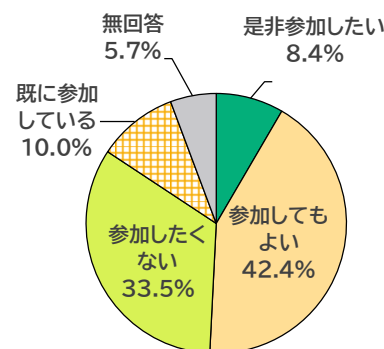
地域住民による活動に企画・運営者として参加してみたいかを尋ねたところ、「参加したくない」が57.5%で最も多く、以下、「参加してもよい」が27.5%、「既に参加している」が7.6%となっています。

参加者として参加してみたいかを尋ねたところ、「参加してもよい」が42.4%で最も多く、以下、「参加したくない」が33.5%、「既に参加している」が10.0%となっています。

【企画・運営者として】



【参加者として】



施策と取り組み

基本施策1-1 介護予防・健康づくりの推進

健康づくりと生活機能の低下予防に向け、高齢者の意識啓発と主体的な取り組みを促進していくとともに、身近な地域において地域の団体による自主的な活動が展開される体制づくりを推進します。

主な取り組み	内容
介護予防体操の推進	介護予防・健康維持のため、体操教室等の取り組みを地域に広げて行きます。
認知症予防教室の開催	65歳以上の方を対象に、認知症に関する正しい知識を普及させるため、動画配信や少人数での事業教室を実施します。
地域介護予防活動支援事業	NPOや任意団体等住民自らが介護予防活動に取り組めるよう、村独自の「地域支え合い活動団体補助制度」の活用を促進し、自主的な介護予防活動が広がる仕組みづくりを行います。

基本施策1-2 生きがいづくりの促進

高齢者一人ひとりが、生きがいをもって日々の生活が送れるよう、交流や地域活動参加の促進、団体活動や就労の支援などを推進します。

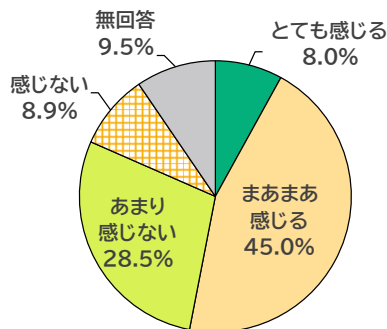
主な取り組み	内容
高齢者クラブの支援	健康増進や生きがいづくりの活動、伝統行事などを通じた地域の子どもたちとの世代間交流など、高齢者クラブの自主的な活動を支援します。
シルバー人材センターの支援	シルバー人材センターは、健康や生きがいを求める高齢者が会員となって活動している団体で、清掃、庭木の手入れや除草、大工仕事、塗装、家事援助などの仕事を請け負っています。当該団体の円滑な運営を支援していきます。
いばらき高齢者優待制度の普及	協賛店舗の協力を得て茨城県が実施している「いばらき高齢者優待制度」の普及に努め、高齢者の閉じこもり防止を図ります。

アンケートからみた現状

◆ 近隣の方とのつながりについて

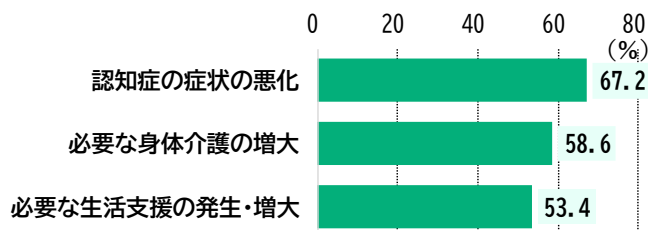
住んでいる地域には、近隣のつながりがあると感じるか尋ねたところ、つながりを感じる(「とても感じる」+「まあまあ感じる」)が53.0%を占めています。

37.4%の方が近隣のつながりを感じない(「あまり感じない」+「感じない」)と回答しています。



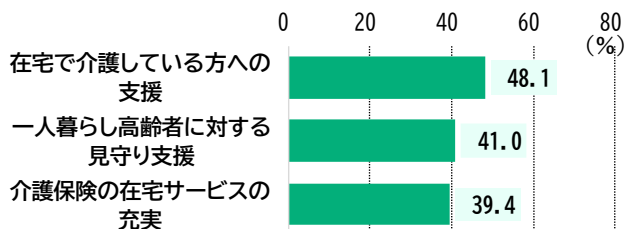
◆ 在宅生活が難しくなっている理由(本人の状態による理由)(上位3つ)

現在、在宅でサービスを受けているが、現状のサービス利用では在宅生活を継続することが難しいと感じている方に、その理由を尋ねたところ、本人の状態による理由では「認知症の症状の悪化」が最も多く挙げられています。



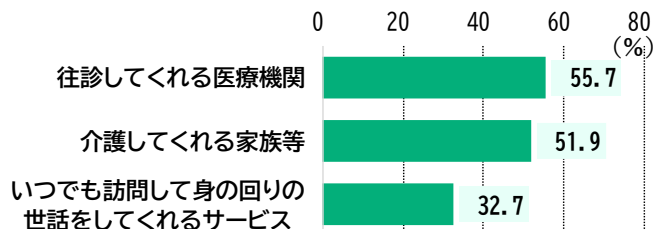
◆ 村に力を入れてほしい保健福祉政策(上位3つ)

高齢者の保健福祉施策として、村に力を入れてほしいと思うものを尋ねたところ、「在宅で介護している方への支援」が48.1%で最も多く、以下、「一人暮らし高齢者に対する見守り支援」が41.0%、「介護保険の在宅サービスの充実」が39.4%などとなっています。



◆ 在宅で暮らし続けるために重要なこと(上位3つ)

在宅で暮らし続けるために特に重要だと思うことを尋ねたところ、「往診してくれる医療機関」が55.7%で最も多く、以下、「介護してくれる家族等」が51.9%、「いつでも訪問して身の回りの世話をしてくれるサービス」が32.7%などとなっています。



施策と取り組み

基本施策2-1 高齢者を支える地域づくり

相談から必要な支援につなげる地域包括ケアシステムの基盤強化を図るとともに、在宅医療・介護の連携を推進します。さらに、地域ぐるみで高齢者を見守り、支援できるよう、地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

主な取り組み	内容
医療と介護の連携の推進	医療と介護に対する理解を深めるための周知・啓発等を行い、在宅医療介護連携推進会議や研修会を通して多職種連携の仕組みづくり、医療と介護の連携体制を整備していきます。
総合相談支援拠点の機能強化 (地域包括支援センター)	第8期においては、令和4年度に村内に地域包括支援センターを2か所設置し、地域支援事業及び介護予防支援事業を継続して行います。 また、総合相談事業として、介護、医療、権利擁護、日常生活等に関する幅広い相談や苦情等に対応します。 地域包括支援センターの運営については、村と2か所の委託事業所が連携し、更なる機能強化を図ります。
多様な相談機関との連携	高齢者の総合相談事業として、介護のみならず、多様で幅広い相談に対応するため、多機関との連携・協働による相談機能強化を図ります。
地域支え合い体制整備事業	地域の生活支援ニーズを掘り起こし、地域資源や人材とマッチングさせ、サービスの開発や調整等の役割を担う生活支援コーディネーターを村社会福祉協議会内に配置しています。また、コーディネーター同士の情報交換や生活支援サービス提供主体との連携を図るため、協議体の場を設置・運営します。

基本施策2-2 高齢者の生活支援

高齢者が自立して暮らせるよう、生活支援サービスの提供を行うとともに、虐待防止や権利擁護、災害時の支援体制など、安心・安全な暮らしの環境を確保します。

主な取り組み	内容
緊急通報システム設置事業	ひとり暮らし高齢者等の日常生活の不安を解消するため、必要に応じて救急車を要請でき、健康・医療相談もできる「緊急通報装置」を設置します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度をより利用しやすいものとするため、制度の利用や申し立ての手続に関する相談支援を行います。また、やむを得ない事情により本人や親族による申し立てができない場合、村長による申し立てを行います。低所得者に対しては申し立てに要する経費や、成年後見人等の報酬の助成を行います。
避難行動要支援者の避難支援	「東海村災害時避難行動要支援者避難支援計画(災援プラン)」に基づき、災害時に自力で避難できない避難行動要支援者の名簿を作成するとともに、地域の避難行動要支援者に対する体制づくりを支援していきます。
エンディングノートの周知・活用	いつまでも自分らしく生きるために、「人生の最後をどう過ごしたいか」について記しておく「わた史ノート」の周知・活用を進めていきます。

基本施策2-3 認知症施策の展開

認知症になっても地域でいつまでも生活できるよう、認知症の早期発見・対応体制の強化をはじめ、認知症の人と家族を温かく見守る地域づくりなど、認知症の人を支える施策を展開します。

主な取り組み	内容
認知症初期集中支援チームの強化	認知症の疑いのある方に対して、速やかに専門職によるチームを編成し、認知症疾患医療センターとの連携を図りながら、適切な医療や介護の支援につなげます。
認知症サポーター養成事業	認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」を養成するとともに、サポーターの活動に役立つ「ステップアップ講座」を開催します。また、若年性認知症を理解するための啓発を行います。
認知症カフェ事業	認知症の方やその家族、地域住民が気軽に集い、お互いに交流や情報交換をします。また専門スタッフによる相談も受けられます。
認知症ケアパスの周知・活用	認知症を発症したときから、その進行状況に合わせて、「いつ」「どこで」「どのような」医療・介護サービスを受ければよいのかが分かる認知症ケアパスの周知と活用を図ります。

基本施策2-4 家族介護者の支援

家族介護者が介護を一人で抱え込むことがないように、相談や援助、リフレッシュの機会の提供、また、適切な介護サービスの利用につながるよう支援していきます。

主な取り組み	内容
介護に関する講座の開催	家族を介護している方に心のサポートを目的とした講座や講演会を開催します。
要介護認定者家族介護用品給付事業	在宅で要介護認定者を介護している家族の身体的・精神的苦勞に報いるとともに、経済的支援を図るため、介護用品(オムツ、清拭剤等)を給付します。
家族レスパイト事業	家族介護者が急な疾病、冠婚葬祭への出席、介護疲れなどにより介護を休みたい場合に、当該高齢者が介護認定を受けていない場合や給付限度額を超過した場合でもショートステイが利用できます。

第1号被保険者介護保険料

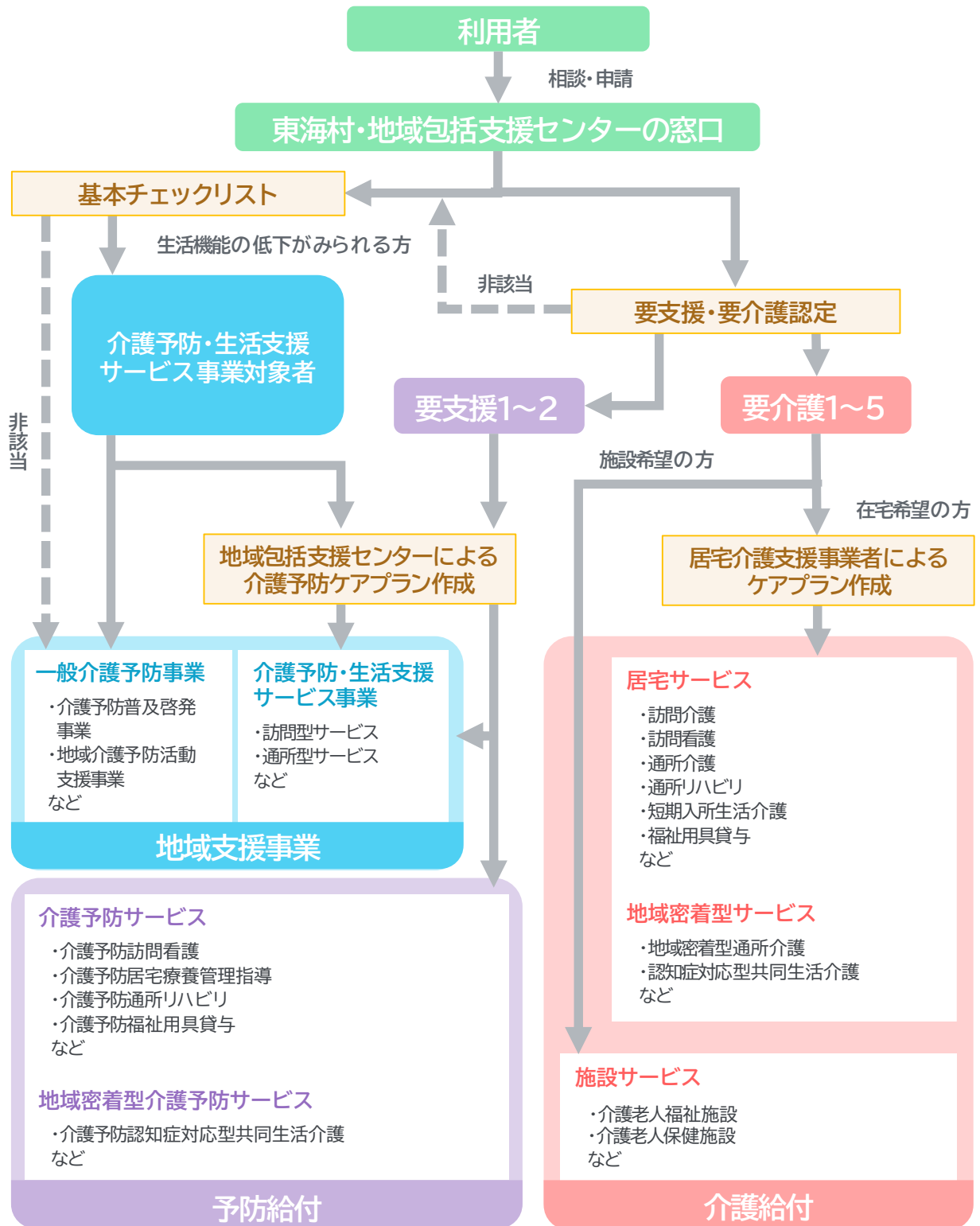
保険料額については、所得段階に応じた保険料の軽減を図るため、国の標準段階に準じた保険料段階を設定しました。

今後3年間の介護保険料額は以下の通りです。

所得段階	対象者		基準額に対する割合	年額保険料(円)
第1段階	●生活保護受給者の方		0.30	18,000円
	世帯全員が住民税非課税	●高齢福祉年金受給者の方 ●前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方		
		●前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の方		
●前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えている方				
第2段階	本人が住民税非課税 (世帯に住民税課税者がある)	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.90	54,000円
第3段階		●前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えている方	1.00 (基準額)	60,000円
第4段階		●前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	72,000円
第5段階	本人が住民税課税	●前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	78,000円
第6段階		●前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	90,000円
第7段階		●前年の合計所得金額が320万円以上の方	1.70	102,000円
第8段階		●前年の合計所得金額が320万円以上の方	1.70	102,000円

介護保険サービスの種類と利用の流れ

介護保険サービスや、村で実施する介護予防・生活支援サービスを利用するには、要支援・要介護認定、もしくは基本チェックリストを受ける必要があります。
以下に利用の流れを簡単にご紹介します。



第8期東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画 概要版

発行 2021(令和3)年3月

編集 東海村福祉部 高齢福祉課

〒319-1192

茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

TEL 029-282-1711(代表) FAX 029-282-8919